

農地転用について

●農地転用とは

農地を宅地など農業以外の目的に転用すること。農業生産力を維持していくため農地法によって許可制（※1）とし、転用を制限しています。

所有権者が転用を行う場合（農地法第4条）と、
所有権の移転が伴う場合（農地法第5条）があります。

●農地転用の流れ

・届出の場合（市街化区域内）

申請書類一式を苅田町農業委員会事務局に提出（毎月25日前後締切）→
苅田町農業委員会にて審議（次月10日前後）（※2）→
受理通知

・許可の場合（市街化区域外）（※3）

申請書類一式を苅田町農業委員会事務局に提出（毎月25日前後締切）→
苅田町農業委員会にて審議（次月10日前後）→
意見を付して福岡県に提出→
福岡県にて審議（約1ヶ月程度）（※4）→
許可通知

●農地転用に必要な書類

・届出の場合

届出書、登記事項証明書、位置図、字図、水利承諾書、隣地承諾書、
農業委員意見書、開発行為協議書（※5）、その他（※6） 各一部

・許可の場合

許可申請書、事業計画書、被害防除計画書、確約書、資金計画書、登記事項証明書、位置図、字図、配置図、水利承諾書、隣地承諾書、農業委員意見書、開発行為協議書（※5）、その他（※6） 各二部

※1 市街化区域内については届出となります。

※2 転用目的が自家用住宅の場合、事務局長の専決となり、申請から数日での受理となります。

※3 農業振興地域内農用地の場合、原則不許可となります。

※4 転用面積が4haを超える場合、さらに国での協議となります。

※5 開発行為が必要な場合に限りです。

※6 町農業委員会または県が必要と判断した書類です。